

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第25号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号および第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」に改める。

第7条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護について準用する第5条第1項中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第44条第1項および第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」に改める。

第48条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第44条中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第55条第2項および第56条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め

る。

第104条第4項および第113条第3項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」に改める。

第195条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第200条の2の3第1項第2号アからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項および第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第38条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(1) 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）第15条第1項第4

号および第44条

(2) 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）第26条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。